

〔資料 7〕 調査研究事業関係資料

平成22年 経営状況アンケート調査報告書

平成22年8月19日
日本商品先物振興協会



I 調査の概要

- (1) 調査実施期間 平成22年7月29日～同年8月6日
- (2) 調査対象期間 平成21年4月1日～平成22年3月31日
- (3) 調査対象会員 商品取引員30社
(本会員中、受託業務廃止を予定している1社を除く)
- (4) 回答を提出した社 29社 (96.7%)
- (5) 回答のなかった社 1社 (3.3%)

II 調査結果

1. 平成21年度の決算状況について

	(回答社数)	29社	100%
① 20年度・21年度ともプラスで、増益となった。		1社	3.4%
② 20年度・21年度ともプラスで、20年度の収支は19年度並みであった。		0社	0.0%
③ 20年度・21年度ともプラスであるが、減益となった。		1社	3.4%
④ 20年度はマイナスであるが、21年度はプラスに転じた。		4社	13.8%
⑤ 20年度はプラスであったが、21年度はマイナスに転じた。		3社	10.3%
⑥ 20年度、21年度ともにマイナスであるが、21年度は改善した。		15社	51.7%
⑦ 20年度・21年度ともマイナスであり、21年度の収支は20年度並である。		0社	0.0%
⑧ 20年度・21年度ともマイナスであり、収支は一層悪くなった。		5社	17.2%
⑨ その他(具体的にご記入ください。)		0社	0.0%

(解説)

- a) 21年度経常収支がプラスとなった社は6社(21%)、同マイナスは23社(79%)である。
- b) 21年度プラスのうち、2年連続プラスの社は2社だが、21年度増益だったのは1社。この社は証券会社であり、商品先物の収入に占める割合は10%未満である。
2年連続プラスではあるものの21年度減収となったのは1社。この社で10%以上の収益源となっているのは商品先物取引の受取委託手数料と自己売買であった。
- c) 21年度経常収支プラスのうち前年度マイナスから転換した社は4社で10%以上の収益源はいずれも商品先物取引の受取委託手数料あるいは自己売買であった。
- d) 21年度マイナスの社のうち、前年度プラスからマイナスに転じたのは3社(10%)であり、残りの20社は2年連続マイナスで全体の約7割にのぼる。
- e) 2年連続マイナスの20社中、前年度よりさらに収支を悪化させたのは5社(17%)。15社(52%)はマイナスながらも改善している。

2. 収益の柱

	(10%以上の割合を占める項目)	複数回答
① 商品先物取引委託手数料収入		26社 89.7%
② 商品先物取引自己売買収入		4社 13.8%
③ 金融先物(外国為替証拠金取引等)手数料収入		3社 10.3%
④ 金融先物(外国為替証拠金取引等)自己売買収入		0社 0.0%
⑤ 証券取引(先物取引を含む)委託手数料収入		2社 6.9%
⑥ 証券取引(先物取引を含む)自己売買等収入		0社 0.0%
⑦ 商品ファンド等販売・管理手数料		0社 0.0%
⑧ 上場商品(金地金等)現物売買収入		0社 0.0%
⑨ その他(具体的にご記入ください。)		4社 13.8%

(解説)

a) 商品先物手数料以外に1割以上の収入源を持たない社(商品先物手数料のみが収益の柱の社)は19社(66%)であった。

b) 商品先物自己売買が収入の1割以上を占める社はわずか4社(14%)であった。また、FX取引の手数料収入が1割以上の社はわずか3社(10%)に過ぎなかった。

本項目(収益の柱)については毎回調査しているが、FX取引の手数料あるいは自己売買が全収益の10%以上を占めると答えた社の数は、以下の通り年々減少傾向にあり、取引員の脱FX化が進行していることが見て取れる。脱FX化の具体的な表われ方としては①廃業・譲渡、②分社化の2パターンが考えられる。

(参考)

	平成20年度	平成21年度(今次調査)
11社(全62社の17.8%)	7社(全41社の17.0%)	3社(全29社の10.3%)

c) 商品ファンド、現物売買収入が1割を超えるケースはゼロであった。

d) 以上のことから商品先物手数料への依存度が高まっており、収入源の多角化とは反対の現象が生じている状況が見受けられる。収益の柱が3つ以上あるのは1社だけであった。

e) 新しいビジネスとして商品OTCが目立っているが、会社収益の1割を超える柱となっているケースは皆無であった。

f) 商品先物市場からの収入(手数料と自己売買)への依存度が低いのは3社で、それらの社ではいずれも商品先物取引業は付帯業務の位置づけとなっている。

g) 収益の柱としての「その他」としては以下の項目が挙げられた。

- ・証券取引、引受・売出手数料、為替手数料
- ・仲介手数料
- ・海外関連会社からの主に証券取引にかかる受取手数料
- ・業務委託料、為替取引損益

3. 営業の概況

(1) 委託者口座数

増加した	以上～以下	減少した	(解説)
3社	1名～49名	4社	a) 委託者口座数が増加したのは15社(52%)、同減少したのは13社(45%)でほぼ拮抗している。
5社	50名～99名	3社	b) 100以上の口座数の減少があった社は6社(21%)、うち2社は500以上の減少がある一方で1千口座以上増やした社も2社(7%)ある。この2社は、共に期中に事業譲受等により他社から顧客の受け入れを行った社であるという共通点があり、これが口座数の増加に表れたと考えられるが、他社からの移管受け入れ以外の純粋な増加(あるいは減少)がどの程度あったかは本調査では分からない。
1社	100名～199名	2社	
2社	200名～299名	1社	
1社	300名～499名	1社	
3社	500名以上	2社	
15社 6,843名	合計	13社 2,830名	

れるが、他社からの移管受け入れ以外の純粋な増加(あるいは減少)がどの程度あったかは本調査では分からない。

c) 業界全体の委託者口座数は漸減している(下記参照)が、本調査による増減の差は4,013名の増加であった(増加6,843名、減少2,830名)。これは廃業した社は本調査の対象となっておらず、それらの社の口座数の減少が反映されていないためであると考えられる。

(参考)

受託業務を廃止した取引員の数及び委託者口座数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
9社		21社	12社
96,012口座		87,268口座	82,571口座

(口座数は各社が作成する定期業務報告書を基に集計した。平成21年度の口座数は速報値。)

(2) 新規委託者数

増加	以上～以下	減少
5 社	1 名～49 名	5 社
2 社	50 名～99 名	1 社
1 社	100 名～199 名	3 社
0 社	200 名～299 名	0 社
3 社	300 名～499 名	0 社
1 社	500 名～999 名	6 社
1 社	1000 名以上	1 社
13 社	合計	16 社
5,232 名		6,608 名

(解 説)

- 増加社数は 13 社(45%)、減少社数は 16 社(55%)でほぼ拮抗した。
- 新規委託者が 100 人以上減少したのは 6 10 社(34%)、100 人以上増加したのは 6 社(21%)であった。
- 1,000 人以上増加した社がある半面、500 人以上減少した社が 7 社(24%)あった。
- 新規委託者の増減の差はマイナス 1,376 人であるが、増加人数には廃業や事業譲渡に伴う取引員間の口座の移管も含まれることを考慮すると、新規委託者数の純減はそれ以上であることが推定される。

(3) 登録外務員数

増加	以上～以下	減少
	変わらず 2 社	
4 社	1 名～9 名	6 社
1 社	10 名～29 名	5 社
1 社	30 名～49 名	5 社
0 社	50 名以上	5 社
6 社	合計	21 社
91 名		720 名

(解 説)

- 増加したのが 6 社(21%)であるのに対して減少したのは 21 社(72%)、「変わらず」と答えたのが 2 社(7%)であった。
増加人数は 91 人であるのに対して減少人数は 720 人と、629 人の純減となった。なお、他の調査項目同様、廃業した社の外務員で他の取引員に再就職しなかった者の減少数は反映されていない。
参考までに、日商協が公表している登録外務員数は、平成 20 年度末の 4,801 名から平成 21 年度末の 3,511 名と 1,290 名の減少となっている。

- 「増加した」と回答した 6 社中、10～29 人増加した社が 1 社、同 30～49 人が 1 社、その他の 4 社は一桁(2 社は 1 人)の増加にとどまる一方で、「減少した」と回答した 21 社中、10～29 人減少した社が 5 社、同 30～49 人が 5 社、50 人以上が 5 社と、会社数においても外務員数においても減少数が増加数を断然上回っている。

(参 考) 登録外務員数の推移(日商協事業報告書より)

平成 19 年度末	平成 20 年度末	平成 21 年度末(今次調査対象)
6,926 名	4,801 名	3,511 名

(4) 営業所数

増加	以上～以下	減少
	変わらずない 19 社	
0 社	1 箇所～4 箇所	8 社
0 社	5 箇所～9 箇所	2 社
0 社	10 箇所以上	0 社
0 社	合計	10 社
0 箇所		23 箇所

(解 説)

「増加した」と回答した社が 0 であるのに対して「減少した」と答えた社は 10 社(34%)あった。残りの 19 社(66%)は「営業所数は前年と変わらない」と答えた。全体としては 23 店舗の減少である。
参考までに、直近 3 年度の各年度末の状況(下表参照)も併せて分析してみると漸減傾向が継続していることが窺える。

(参 考) 営業所数の推移(各社が作成した定期業務報告書を基に本会で集計。平成 21 年度末は速報値。)

平成 19 年度末	平成 20 年度末	平成 21 年度末
226 箇所	159 箇所 (前年比 67 の減少)	91 箇所 (前年比 68 の減少)

(5) 新卒採用者数

増加	以上～未満	減少
	変わらない 12 社	
4 社	1 名以上 10 名未満	5 社
0 社	10 名以上 20 名未満	3 社
1 社	20 名以上 50 名未満	4 社
0 社	50 名以上	0 社
5 社	合計	12 社
33 名		195 名

(解 説)

- 5 社(17%)が新卒採用を「増加した」と回答したのに対して同「減少した」と回答したのは 12 社(41%)、「変わらず」と答えたのは 12 社(41%)であった。全体としては 33 名の増加に対して 195 名の減少で、162 名の新卒採用純減となった。
増加 4 社中 20 名以上採用者数を増やしたのは 1 社。残りの 3 社は 3～5 名の採用増となった。

(参 考)

平成 22 年 4 月に新卒採用を行った社	12 社	126 名
平成 23 年 4 月に新卒採用を予定している社	8 社	105 名

(本調査に対して回答があった 29 社について電話等で追加調査したものを集計した。)

(6) 販売費及び一般管理費の状況

	29 社
① 増加した。	4 社
② 変わらない。	0 社
③ 減少した。	24 社
④ 無回答	1 社

(解説)

1. 販管費は 4 社(14%)が増加、24 社(83%)が減少した。(1 社は無回答)
2. 販管費が「増加した」と答えた 4 社のうち、3 社は新卒採用数が増加、1 社は同減少と回答した。また、この 4 社中 3 社は営業店舗数を変えておらず、1 社は縮小数は 1 店舗のみであった。これらの社はマンパワーによる営業体制の維持・拡大を指向しているものと考えられる。

(7) 平成22年3月末の純資産額
(億円)

1 以上 10 未満	6 社
10 以上 20 未満	6 社
20 以上 50 未満	10 社
50 以上	7 社

4-1. 総合取引所の実現について

	29 社	100%
① 推進してほしい	16 社	55.2%
② どちらかといえば推進してほしい	2 社	6.9%
③ どちらかといえば推進してほしくない	8 社	27.6%
④ 推進してほしくない	2 社	6.9%
⑤ 無回答	1 社	3.5%

(1) 「推進してほしい」「どちらかといえば推進してほしい」と回答した 18 社の回答理由

(複数回答)

	18 社	100%
① 証券・金融・商品が一体的に取引されることによって、高い市場流動性を持った取引所になると考えられるから。	14 社	77.7%
② 取引業者にとって、証券・金融・商品を一体的に取引できる取引所があれば顧客に利便性の高いサービスが提供できるようになるから。	15 社	83.3%
③ 取引所が統合されれば取引システムに係る費用が複層的に生じることがなくなるため、コストが軽減されるから。	7 社	38.9%
④ 取引所総合化に合わせて取引の清算も一体的にできるようになれば、顧客も業者も取引に係る資金効率が向上するから。	5 社	27.8%
⑤ その他(下記参照)	3 社	16.7%

「その他」を選んだ社の具体的回答

- ・総合取引所となることで商品取引が金融商品として周知されやすくなるから
- ・クリアリングハウズレベルにおけるリスク管理の一元化、コストの軽減が可能となるから
- ・行政が一元化されるから

(2) 「推進してほしくない」「どちらかといえば推進してほしくない」と回答した 10 社の回答理由

(複数回答)

	10 社	100%
① 取引所の総合化を図ったとしても、商品先物市場の流動性が高まるとは思えないから。	6 社	60.0%
② 取引所の総合化によって、取引システムの変更・改修のためのコスト増になると考えられるから。	4 社	40.0%
③ 総合取引所になくても、商品先物取引法の下で国内取引所取引だけでなく外国商品先物取引や商品OTCが扱えるようになり、またスパン証拠金の導入でオプション取引が活発化すれば、商品市場の活性化が期待できるから。	1 社	10.0%
④ 取引所を総合化しても、証券・金融・商品を一体的に扱えるのは一部の大手企業だけであり、既存の取引員のほとんどはそのメリットを享受できないと思われるから。	5 社	50.0%
⑤ その他	2 社	20.0%

「その他」を選んだ社の具体的回答

- ・総合取引所の前に当業界の活性化を考えるべきである。

・総合取引所構想は、(取引高が急増している)世界の潮流に乗れず、売買が縮小している日本の現状から今後の商品先物市場の発展のためにはとるべき施策の一つと考え。しかしながら、取引員の体力が落ちている現状で抽速に事を運ぶことは、取引員の更なる脱落を招き、流動性の低下に拍車をかけ、商品先物市場の存在自体が危ぶまれることになる。

(解説)

a) 市場流動性の向上について

市場流動性は高まる	14 社
市場流動性は高まるとは思えない	6 社

取引所の総合化による市場流動性向上への期待度は、推進を望むか否かの理由でそれぞれ大きなウェイトを占めた。流動性が高まるとの回答は、総合取引所のプレーヤーが商品市場、証券市場、FX市場等で横断的に取引することでの流動性向上を期待するものであり、商品先物取引法と金融商品取引法との一体化を視野に入れていいることが窺える。

b) 取引システム関連費用の削減について

複層的な費用発生が抑止されるため、システムコストは軽減される。	7 社
総合化の際の改修のためにコスト増になる。	4 社

取引所の総合化による取引システムコストについては、商品先物も金融商品も並列的に取扱うこととしては、取引システムコストを抑制せんと受け止められ、商品先物のみを取扱う社にとっては、取引所統合時のシステム改修コストが負担となることを懸念する結果となった。

c) 顧客や業者の利便性向上等について

総合的に積極的な社	証券・金融・商品を一体的に取引できる取引所があれば、より高い利便性を顧客に提供できる。 清算まで総合的にできれば顧客も業者も資金効率が高まる。 行政が一元化される。(行政対応コストの低減が図れる。)	15 社 5 社 1 社 1 社
総合的に消極的な社	商品先物が金融商品であるとの認知度が高まる。(営業がし易くなる。) 商先法の下でも国内・店頭・海外の取引を横断的に取扱える。 またSPAN証拠金制度の導入によりオープンション取引が活性化すれば、商品市場の流動性は向上する。 取引所を総合化しても、取扱商品を総合化できるメリットを享受できる既存取引員は多くない。 総合化の前に当業界の活性化を考えるべき。 総合化は流動性向上策の一選択肢ではあるが、抽速に事を運ぶことは取引員の脱落を招来し商品市場の流動性低下に拍車をかけることになる。	1 社 1 社 5 社 1 社 1 社

顧客及び取引員の利便性の観点からは、取引所の総合化を望む社は、①証券・金融・商品を顧客が一体的に取引できること、②グリッドの共通化を前提とした取引資金の効率性向上を挙げている。

一方、総合化を望まない社は、総合化しても多数の商品ラインナップを揃えられる既存取引員は多くないことを挙げ、それよりも総合化の前に当業界の活性化を図るべき、との意見も聞かれた。

4-2. 商品先物取引法と金融商品取引法の一体化について

	29 社	100%
①推進してほしい	17 社	58.6%
②どちらからかといえば推進してほしい	3 社	10.3%
③どちらからかといえば推進してほしくない	4 社	13.8%
④推進してほしくない	4 社	13.8%
⑤無回答	1 社	3.5%

(1) 商先法と金商法の一体化を「推進してほしい」「どちらからかといえば推進してほしい」と回答した 20 社の回答理由(複数回答)

①市場流動性の回復には証券・金融業界から新たなプレーヤーが商品市場に参入してくることが不可欠であり、そのためには、法を一体化し規制の二重構造をなくす必要があるから。	40 社	100% (20 社)
②法の一体化により取引業者資格が統合されれば、商品先物会社が証券・金融を総合的に扱える取引業者として参入しやすくなると考えられるから。	16 社	80.0%
③商品先物取引法と金融商品取引法とが互いに他方の規制を取り込み強化される方向にあるため、法を一体化し、同じレベルの規制・監督の下で業を営むほうが望ましいから。	7 社	35.0%
④法が一体化され取引業者に係る規制が一本化されれば、法令遵守や業務管理のためのコスト(営業管理、検査対応、提出書類、帳簿の保存義務等に係るコスト)が軽減されることが期待できるから。	8 社	40.0%
⑤その他	9 社	45.0%
	0 社	0.0%

(2) 商先法と金商法の一体化を「推進してほしくない」「どちらかといえば推進してほしくない」と回答した8社の回答理由(複数回答)

	8社	100% (8社)
①法が一体化されても取引業者の行為規制が現行より緩和されるとは考えられず、むしろ規制強化が懸念され、そうした場合に対応できなくなると思われるから。	6社	75.0%
②法を一体化して証券・金融業界からの新たなプレーヤーの参入を促進しなくても、現行の制度の下において商品市場の流動性は回復すると考えるから。	0社	0.0%
③商品取引所が統合すれば取引員の運営コストは下がり、取引員の競争力は向上するので、性急に証券・金融と一体化する必要はないと考えるから。	1社	12.5%
④当社で証券・金融商品を扱う考えは持っていないから。	1社	12.5%
⑤その他	0社	0.0%

(解説)

a) 商先法と金商法の一体化については総合取引所の実現を望む社よりも2社多く、約7割の20社が推進に前向きな考えを示した。その理由は、法の一体化により規制も同一とする事で証券・金融業界から商品市場への新規参入を期待するものが圧倒的に多く、市場参加者が激減した商品市場を活性化させたいとの強い願いが窺える。

b) 他方、一体化に消極的な8社のうち最も多い理由は、行為規制強化への懸念(6社、75%)であった。行為規制について、推進に前向きな社のうちの8社は、法の2本立てがむしろ規制強化につながるとみっており、両者の見方は2分している。

(参考) 取引所の総合化と商先法・金商法の一体化について

総合取引所の実現	商先法・金商法の一体化	社数
推進してほしい	推進してほしい	15社
どちらかといえば推進してほしい	どちらかといえば推進してほしい	1社
どちらかといえば推進してほしい	どちらかといえば推進してほしい	2社
どちらかといえば推進してほしくない	推進してほしい	2社
どちらかといえば推進してほしくない	どちらかといえば推進してほしくない	4社
推進してほしくない	推進してほしくない	2社
推進してほしくない	推進してほしくない	2社

2社のそれぞれの理由は異なり、取引所の総合化については、1社は商先法の改正やスパン証拠

金の導入で商品市場の回復が期待できるから(4-1(2)の選択肢の③)を挙げ、他の1社はそれ以外の3つの理由(同設問の選択肢の①、②及び④)を挙げている。一方、法の一体化を推進してほしい理由には、1社は法令遵守・管理コストの低減(4-2(1)の選択肢の④)を挙げ、他社は証券・金融業への参入の容易化(同設問の選択肢の②)を挙げた。

5. 市場流動性の確保及び受託業務の活性化のために必要な取組み(自由記述方式)

- (1) 普及啓蒙・広報活動
 - ①世間一般へのアピール (2社)
 - ②パンフレット・書籍の作成、CM・セミナー等の啓蒙活動の積極的実施 (1社)
 - ③商品先物取引の存在意義に関する広報活動 (1社)
 - ④金融デリバティブと同種の取引であることの周知 (1社)
 - ⑤取引所、自主規制団体、取引員、主務官庁が一体となった啓蒙活動、イベントの実施、会員企業PRの提供 (1社)
 - ⑥業界を一企業に見立てたCIの実施 (1社)
 - ⑦米等の大型商品の相場 (1社)
 - ⑧オプション取引普及のための取引員各社への啓蒙 (1社)
- (2) 規制制度等の改正
 - ①一律の事前規制から個別的事後的規制への規制方針の転換 (1社)
 - ②他の金融商品や海外市場との証拠金制度・勧誘規制等の共通化・横断化 (4社)
 - ③取引所取引は不招請勧誘禁止の対象外とすべきであるとする確固たる業界意思の発信 (1社)
 - ④過剰ともいえる委託者保護・勧誘行為規制の緩和への働きかけ(投資における自己責任原則の尊重) (4社)
 - ⑤不招請勧誘禁止規制の実施に伴う既存規制の整理(1社)
(具体例)
 - ・再勧誘の禁止の考え方の整理
 - ・取引未経験者保護措置期間中の投資可能資金額の1/3を取引上限額とする規制のあり方の再検討
 - ⑥一任売買見直しの検討 (1社)
 - ⑦顧客本位のルール作り(個人顧客の参入促進策) (2社)
 - ⑧国際水準を重視した制度設計の修正 (1社)
- (3) 取引利便性の向上・取引の魅力の向上
 - ①他の金融商品との所得税制の一体化 (2社)
(具体例)
 - ・課税方式・税率・損失の繰越控除等の共通化
 - ・金融商品間での損益通算の実現
 - ②一般個人投資家・当業者の取引参入の促進 (3社)

・商品取引市場へ新規委託者が参入できるように、資産運用の場として活用をアピールします。

具体的にはセミナーを通じて、上場商品には生活に欠かせない原材料である一次産品価格が多く、取引に参加することで価格形成に携わることができるとい取引参加者としての意義を訴えていくことで、商品先物取引の社会的にも有用であるという認知を向上させる取り組みが必要だと考えます。

- ・市場流動性を高めるには、契約の簡素化を行い、一般投機家、当業者に対しても解りやすい取引にすることが必要。(規制の緩和)
- ・他の金融取引に比べ、複雑な取引や説明になっているように思える。したがって、解りやすく、親しみのある取引にしてもらいたい。
- ・国際水準に重視を置き過ぎである。
- ・国内市場の担い手である取引員の立場を考えた政策・対策の実施無くして市場流動性の確保はできない。

・取引所制度の簡素化（値付の良さ）
透明性の向上。

- ①国内証券・金融および海外との制度の統一化
- ②非効率な取引所・市場の整理
- ③証券とのクリアリング機関の一本化
- ④オプション市場の再構築と育成
- ⑤強制的・機械的なロスカントリーの排除
- ⑥投資における自己責任原則の尊重
- ・過剰とも言える委託者保護規制の緩和へ向けた働きかけ（偏った消費者行政の是正）
- ・不招請勧誘の禁止の件において市場の流動性を高める為にも、取引所取引は除外していくべきとの強い意志を業界として発信すべきである。
- ・商品先物市場の認知向上、イメージアップの為にPR等
- ・市場の流動性が低下した大きな要因は、2005年以降現在に至るまでの一連の法改正による勧誘規制に尽きる。産構審管申を受けた行政の性急なる再勧誘の禁止に始まる数々の勧誘規制措置が、これほどまでに市場流動性の低下を招くことになるとは当局も考えられなかったことと推察する。

新成長戦略を成功させるには、商品先物市場活性化施策が必要である。その第一段階として早急に市場流動性を確保したうえで新成長戦略を実現するためにも、これまで規制してきた国内の商品取引員に対する一連の勧誘規制を緩和し、取引員の受託に対する活性化を図るべき。

- ・金融デリバティブ（金融先物、FX等）と基本的に同じ仕組みの取引であることとの認知度を上げ、信頼性の向上に努める取組。
- ・取引に係る自己責任原則の徹底を図る取組。
- ・税制の見直し（証券、金融先物等の金融商品との合算分離課税）
- ・不招請勧誘の禁止の実施に伴う既存規制（再勧誘の禁止、習熟期間中の1/3規定等）

- ・取引制度の簡易化
- ・契約の簡素化
- ・強制的・機械的なロスカントリーの撤廃
- ・規制上の特典の付与

- ③オプション取引・指数取引の活性化への取組み（2社）
- ④値付けの向上・取引の透明性の向上（1社）
- ⑤新たな市場参加者の（証券・金融・海外等）の参入促進（1社）
- ⑥金商法と商先法の統合へ向けた取組み（2社）
- (4)取引員の経営コストの低減化
 - ①経営効率の悪い取引所の整理（1社）
 - ②商品・金融商品を横断したクリアリング制度の導入（1社）

- ・商品先物取引の世間一般に対するアピール。
- ・受託会員に一律（十把一絡げ）に適用する過度な規制を撤廃すること。規制の緩和とお客様にとって当たり前の使い勝手の良いルール作り
- ・1.保証金率（維持率）の計算を金融先物と同じにする
- 2. すべての商品について取引内容を統一し、各商品を銘柄化する
- ・個人投資家が参入ししやすい環境づくりの推進。営業規制の見直しなども急務。

- ・(1) 当業者の市場参加を積極的に促す施策として、税制的、制度的な改善を講じる
- (2) 指数取引の拡充

- (3) 金融商品取引に係る税制の統一と改善
- ・消費者保護の流れは変わらず、個人対面受託が活性化することは難しい。それでも市場に流動性があれば法人、海外等で拡大することは可能。市場流動性確保には新たな参入が不可欠、現状の参加者では難しい。証券、金融、海外等新規参入の全ての可能性を追求すべき。

- ①勧誘規制は非常に大きな問題であり、今後、他の取引所取引のデリバティブ同様の勧誘規制になるよう働きかけて頂きたい。②現在の取引の仕組み・制度・注文方法、また今後導入されるスパン証拠金制度等、プロを重視する余り、一般投資家にとり非常に難解な取引になっている事も一般投資家が二の足を踏む一因であり、一般投資家の定着を阻む一因となっている。これ以上の流動性の低下はプロの参入を阻む事も否めない。不招請勧誘の導入を見据えて、今こそ一般投資家への認知度・理解度を深めるためのパンフレット・書籍の作成、そしてCM・セミナー等の啓蒙活動を積極的に行って頂きたい。③オプション取引はリスク限定的な側面もあり今後の業界にとり、戦略商品に成り得るものと考えられるが、業界内で全く盛り上がりがないのは、一般投資家の認知度・理解度以上に各会社の認知度・理解度の無さに尽きると考える。オプション取引の内容からバックオフィスのあるあり方まで認知度・理解度を深めるための啓蒙活動をして頂きたい。

の整理

- ・何よりも商先法と金商法の一体化を早く決定し、一体化によるコンンプライアンスコスト減少を見込んだ証券会社、FX会社の参入を促すことが流動性確保のためには必要。金商法との統合は、商品に対する一般のマイナスイメージを払拭することにもつながる。
- ・投資家の利便性につながる様な規制緩和と簡便性を合わせもったルール作りをしていただきたい。
- ・GX市場が再び活性化することは、GX市場がFX市場のように（電話・訪問）勧誘をしなくとも投資家の方から積極的に参加してくれる市場になることとイコールです。そうした市場となることを阻害している一番の要因は商品先物取引のイメージの悪さであり、証券会社など他業界からの新規参入が増えれば、イメージ改善につながっていくことが期待できます。その意味でも、総合取引所、法一体化は推進すべきであり、その他参入の障壁は取り除いていくべきです。
- それにより既存取引員がさらに淘汰される恐れもありますが、今の業界のメンバーだけでこの危機的状況を打開するのは難しいと思います。
- ・市場の流動性を確保するために委託者保護に係る規制を緩和することはありえないという行政の考えを絶対前提条件とした上で、業界がまず取組べきことはイメージの刷新以外にございません。（以下、具体策）

- (1) 取引所、日本商品先物取引協会、取引員その他関係団体が一体となり、監督官庁が後援協力での業界イメージポスターの制作（原点回帰の商品先物取引に係る啓蒙）
 - (2) 関係団体による商品先物取引に係るイベント（商品先物取引への正しい認識と取引員企業PRの場の提供）
 - (3) 業界を一企業に見立てたC I。業界マーク、カラー、デザイン等の統一性で業界イメージの確立
- ・一任売買他見直しの検討
 - ・消費者に受け入れやすい上場商品の大型化（米等）
 - ・行為規制の緩和

本調査に対してご回答を頂戴した会員

㈱アステム	セントラル商事㈱
㈱アルフィックス	大起産業㈱
今村証券㈱	㈱中部第一
エース交易㈱	ドットコモディティ㈱
エイチ・エス・フューチャーズ㈱	ニューエッジ証券㈱
岡地㈱	日本ユニコム㈱
岡藤商事㈱	㈱フジトミ
岡安商事㈱	フジフューチャーズ㈱
カネツ商事㈱	北辰物産㈱
㈱共和トラスト	丸梅㈱
G I N G A P E T R O L E U M	三菱商事フューチャーズ㈱
光陽ファイナンシャルトレード㈱	㈱UHG
㈱コムテックス	豊商事㈱
サンワード貿易㈱	ローズ・コモディティ㈱
新日本商品㈱	

「流動性低下の要因に係る調査」回答集計

I. 調査の概要

調査実施期間 平成22年8月4日～同年8月12日
 調査対象会員 商品取引員30社
 (本会会員中、受託業務廃止を予定している1社を除く)
 回答を提出した社 27社 (90.0%)
 回答のなかった社 3社 (10.0%)

II. 調査結果

Q1. 貴社の状況から、市場流動性の低下要因として最も大きいと考えられるものは、以下のいずれですか。

	(回答社数)	27社	100%
① 新規委託者数の減少による影響が強い。		12社	44.4%
② 既存顧客の取引数量の減少による影響が強い。		1社	3.7%
③ 自己取引数量の減少による影響が強い。		0社	0.0%
④ 上記①～③のいずれも影響が強く、区別しがたい。		14社	51.9%

Q2. 委託取引の減少要因として、法令及び委託者保護ガイドラインによる行為規制の影響が大きいと考えられますが、貴社の状況は、行為規制のうち何が大きな影響を与えていますか。(複数選択。影響を与えているものに○を、そのうち最も大きな要因には◎をご記入下さい。)

	回答社数 27社	複数回答	最大要因
① 新規顧客への勧誘において、再勧誘が禁止されていること。	21社	77.8%	13社 46.4%
② 年齢・年収等について画一的な基準(委託者保護ガイドラインにおける「目安」)が設けられていること。	12社	44.4%	4社 14.8%
③ 習熟期間中の委託者は投資可能資金額の1/3までしか取引できないこと。	15社	55.6%	3社 11.1%
④ 習熟期間を経過した客であっても、投資可能資金額によって取引枚数が抑制されてしまうこと。	12社	44.4%	3社 11.1%
⑤ 取引中の委託者に売買を勧める際に再勧誘が禁止されていること。	10社	37.0%	0社 0.0%
⑥ 証拠金制度(追証等)がわかりづらいこと。	11社	37.0%	1社 3.7%
⑦ その他	7社	25.9%	2社 7.4%

Q3. 習熟期間中の委託者から投資可能金額の1/3を超える建玉をしたいという申し出があった場合、貴社ではどのような対応をしていますか。具体的に記入してください。

	回答社数 27社	社数	割合
例外要件の審査をして認める場合がある		14社	51.9%
例外なく認めない		10社	37.0%
該当なし(電子取引・法人営業等)		3社	11.1%

Q4. 平成22年3月末時点における、貴社の預り証拠金総額に占める必要証拠金額の割合(=取引証拠金稼働率)をお教え下さい。

最高 70.9%
 最低 4.3%(証券会社)、21.4%(専業取引員)
 27社平均 37.3%

【証拠金稼働率分布】

10%未満	1社 (3.7%)	40～50%未満	4社 (14.8%)
10～20%未満	0社	50～60%未満	6社 (22.2%)
20～30%未満	4社 (14.8%)	60～70%未満	2社 (7.4%)
30～40%未満	9社 (33.3%)	70～80%未満	1社 (3.7%)

電子取引の状況推移に関する定期調査結果 (2010年9月期)

2010.11.22 日本商品先物振興協会



電子取引の状況推移に関する定期調査 (2010年9月期)

1. 調査時期、調査項目等の概要

(2) 電子取引を行っている顧客の数 (=口座数)

平成21年9月末 : 29,485名

平成22年3月末 : 28,673名 平成21年9月末から2.8%減

平成22年9月末 : 27,704名 平成22年3月末から3.4%減

(3) 電子取引に係る預り証拠金残高

平成21年9月末 : 712億円

平成22年3月末 : 632億円 平成21年9月末から11.2%減

平成22年9月末 : 615億円 平成22年3月末から2.7%減

2. 調査結果の概要

(1) 電子取引を行っている会員数

(4) 市場全体に対する電子取引売買枚数の比率等

	市場全体 売買枚数	電子取引 売買枚数	各期間における電子 取引の比率
2009年4月 ～同年9月	① 3,325万枚 (①=100%)	甲 627万枚 (甲=100%)	18.9%
2009年10月 ～2010年3月	② 3,526万枚 (①の106%)	乙 737万枚 (甲の118%)	20.9%
2010年4月 ～同年9月	③ 2,974万枚 (②の84.3%)	丙 907万枚 (乙の145%)	30.5%

(5) 市場全体の受取委託手数料額に対する電子取引に係る受取委託手数料額の比率

	市場全体 手数料金額	電子取引 手数料金額	各期間における電子 取引の比率
2009年4月 ～同年9月	① 23,351百万円 (①=100%)	甲 1,723百万円 (甲=100%)	7.4%
2009年10月 ～2010年3月	② 25,074百万円 (①の107%)	乙 1,868百万円 (甲の108%)	7.4%
2010年4月 ～同年9月	③ 20,242百万円 (②の80.7%)	丙 1,844百万円 (乙の98.7%)	9.1%

2

2010.11.22 日本商品先物振興協会



電子取引に係る状況推移(2010年9月期まで)

1. ストック項目

調査基準日		2008年3月末	2008年9月末	2009年3月末	2009年9月末	2010年3月末	2010年9月末
会社数	① 電子取引を行っている会社数	30社	31社	25社	23社	18社	16社
	② 全商品取引員数	70社	60社	49社	44社	37社	36社
	③ 電子取引比率(会社数ベース、①/②)	42.9%	51.7%	51.0%	52.3%	48.6%	44.4%
口座数	④ 電子取引会社が保有している全ての口座数(電子・対面)	66,834口座(27社)	60,410口座(29社)	51,826口座(22社)	46,424口座(20社)	42,895口座(16社)	42,472口座(16社)
	⑤ 上記のうち電子取引に係る口座数	44,224口座(27社)	38,240口座(29社)	35,570口座(22社)	29,485口座(20社)	28,673口座(16社)	27,704口座(16社)
	⑥ 上記のうち有効口座数	12,237口座(27社)	10,396口座(29社)	10,190口座(22社)	9,996口座(20社)	9,685口座(16社)	9,570口座(16社)
	⑦ 商品取引員全社が保有する顧客口座数	96,012口座	87,122口座	87,233口座	85,090口座	82,571口座	80,897口座
	⑧ 電子取引比率(口座数ベース、⑤/⑦)	46.1%	43.9%	40.8%	34.7%	34.7%	34.2%
預り証拠金額	⑨ 電子取引に係る預り証拠金額	64.9十億円(27社)	56.8十億円(29社)	42.0十億円(22社)	71.2十億円(20社)	63.2十億円(16社)	61.5十億円(15社)
	⑩ 委託取引全体に係る預り証拠金額	339.0十億円	291.5十億円	199.9十億円	183.0十億円	185.6十億円	174.0十億円
	⑪ 電子取引比率(預り証拠金額ベース、⑨/⑩)	19.1%	19.5%	21.0%	38.9%	34.1%	35.3%

*「電子取引を行っている会社数」には本会の非会員を含んでいる。

*2009年9月末で電子取引を行っていた23社のうち、協栄物産、スターアセット証券(その後「スター」を替りに商号変更)、タイコム証券の3社のデータは入っていない。そのため当期は20社分のデータを集計した。

*2010年3月末で電子取引を行っていた18社のうち、オムニコ、オリオン取引の2社のデータは入っていない。そのため、当期は16社分のデータを集計した。

2010.11.22 日本商品先物振興協会



2. フロー項目

調査対象期間		2007年10月～2008年3月 (6ヵ月、但し受取委託手数料額は2007年4月～2008年3月の一年間)	2008年4月～9月 (6ヵ月)	2008年10月～2009年3月 (6ヵ月)	2009年4月～9月 (6ヵ月)	2009年10月～2010年3月 (6ヵ月)	2010年4月～9月 (6ヵ月)
売買取数	⑫ 電子取引売買取数 (含、オプション)	11,169,302枚 (28社)	8,613,163枚 (29社)	6,287,972枚 (24社)	6,270,268枚 (20社)	7,374,070枚 (16社)	9,071,677枚 (16社)
	⑬ 市場全体の総売買取数 (含、オプション)	69,452,062枚 (全社)	51,423,376枚 (全社)	41,199,660枚 (全社)	33,253,826枚 (全社)	35,264,360枚 (全社)	29,740,040枚 (全社)
	⑭ 電子取引比率 (売買取数ベース、⑫/⑬)	16.1%	16.7%	15.3%	18.9%	20.9%	30.5%
総約定代金	⑮ 電子取引による 総約定代金(兆円) (含、オプション)	27.5兆円 (27社)	21.9兆円 (28社)	9.3兆円 (24社)	11.8兆円 (20社)	15.9兆円 (16社)	20.8兆円 (16社)
	⑯ 市場全体の総約定代金 (売買取数ベース、兆円) (含、オプション)	154.7兆円	116.6兆円	59.3兆円	54.3兆円	77.2兆円	69.8兆円
	⑰ 電子取引比率 (総約定代金ベース、⑮/⑯)	17.8%	18.8%	15.7%	21.7%	20.6%	29.8%
受取委託手数料額	⑱ 電子取引による受取委託手数料 (百万円、含オプション)	5,549百万円 (28社)	2,382百万円 (29社)	1,552百万円 (24社)	1,723百万円 (20社)	1,868百万円 (16社)	1,844百万円 (16社)
	⑲ 業界全体の受取委託手数料 (百万円、含オプション)	113,771百万円 (全社)	36,929百万円 (全社)	25,012百万円 (全社)	23,351百万円 (全社)	25,074百万円 (全社)	20,242百万円 (全社)
	⑳ 電子取引比率 (受取委託手数料ベース、⑱/⑲)	4.9%	6.5%	6.2%	7.4%	7.4%	9.1%

*表中の下線部は以前の調査結果を修正した箇所

2010.11.22 日本商品先物振興協会



電子取引に係る状況推移(2010年9月期まで)

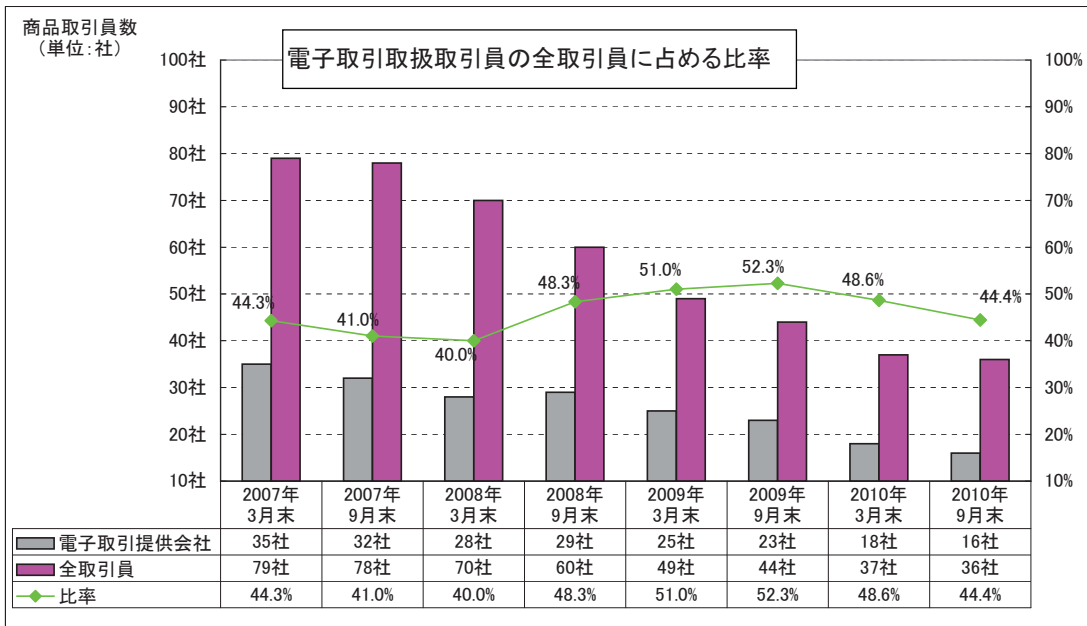
3. 注記事項

① 電子取引を行っている会社数	本会からの調査に対して「電子取引を行っている」と回答した会社数
② 全商品取引員数	本会調べ。
④ 保有口座数	2005年12月末まで:各社が有している口座の数 2006年 3月末から:証拠金残高がある口座(無担保委託者未収金を有する口座は含まない)
⑤ うち電子取引口座数	本会調べ。(会員アンケート調査による。) 2005年12月末まで:各社が有している電子取引口座の数 2006年 3月末から:証拠金残高がある電子取引口座(無担保委託者未収金を有する口座は含まない)
⑥ うち有効口座数	本会調べ。(会員アンケート調査による。) 2005年12月末まで:証拠金残高がある口座(無担保委託者未収金を有する口座を含む) 2006年 3月末から:建玉がある口座
⑦ 全口座数	本会調べ。(定期業務報告書による。)
⑨ 電子取引に係る 預り証拠金額	本会調べ。(会員アンケート調査による。)
⑩ 委託取引全体に係る 預り証拠金額	本会調べ。(定期業務報告書による。)
⑫ 電子取引売買取数	本会調べ。(会員アンケート調査による。)
⑬ 市場全体の総売買取数	商品取引所連絡会調べ。(直近の値は速報値)
⑮ 電子取引による 総約定代金	本会調べ。(会員アンケート調査による。) 対象期間における会員ごとの総約定代金の合計。 会員においては以下のいずれかの方法によって算出している。 ⑴銘柄ごと、限月ごとの月間平均購入値段に約定枚数、倍率を乗じる方法 ⑵約定成立ごとの総約定代金の合計
⑯ 市場全体の総約定代金	商品取引所連絡会調べ(直近の値は速報値) 個々の約定成立ごとの総約定代金の合計。 1約定においては売り方と買い方があるため、それを本会において2倍している。
⑲、⑳ 受取委託手数料額 (電子取引、市場全体)	⑴電子取引に係る額:本会調べ(会員へのアンケート調査による。) ⑵市場全体:本会調べ(月計残高試算表による。)
*1 総約定代金、売買取数	国内公設商品市場における取引を対象としている。(オプションを含む。)
*2 電子取引	電子情報処理組織を経由して受託した取引。 (2008年3月期は、「インターネットホームトレードにより受託した取引」と定義)

2010.11.22 日本商品先物振興協会



電子取引に係る状況推移(2010年9月期まで)

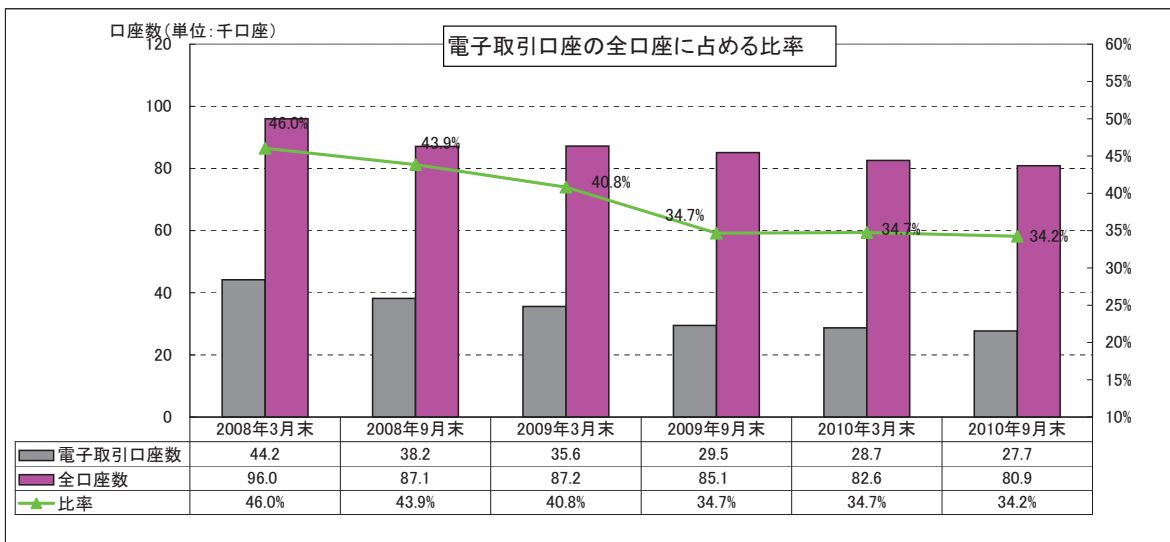


全取引員数	本会調べ。
電子取扱社	本会調査に対し「電子取引を行っている」と回答した商品取引員の数。
電子取引とは	電子情報処理組織を通じて委託された取引 (2008年3月期のみ「インターネットホームトレードシステムを利用した取引」)

2010.11.22 日本商品先物振興協会



電子取引に係る状況推移(2010年9月期まで)



電子取引のための口座のうち預託残高があるものの数。
本会調査に対する会員企業からの回答の合計。
電子口座数 2005年12月末まで:各社が有している電子取引口座の数。
2006年3月末以降:証拠金残高がある電子取引口座の数。
(ただし、無担保委託者未収金を有する口座は含まない。)

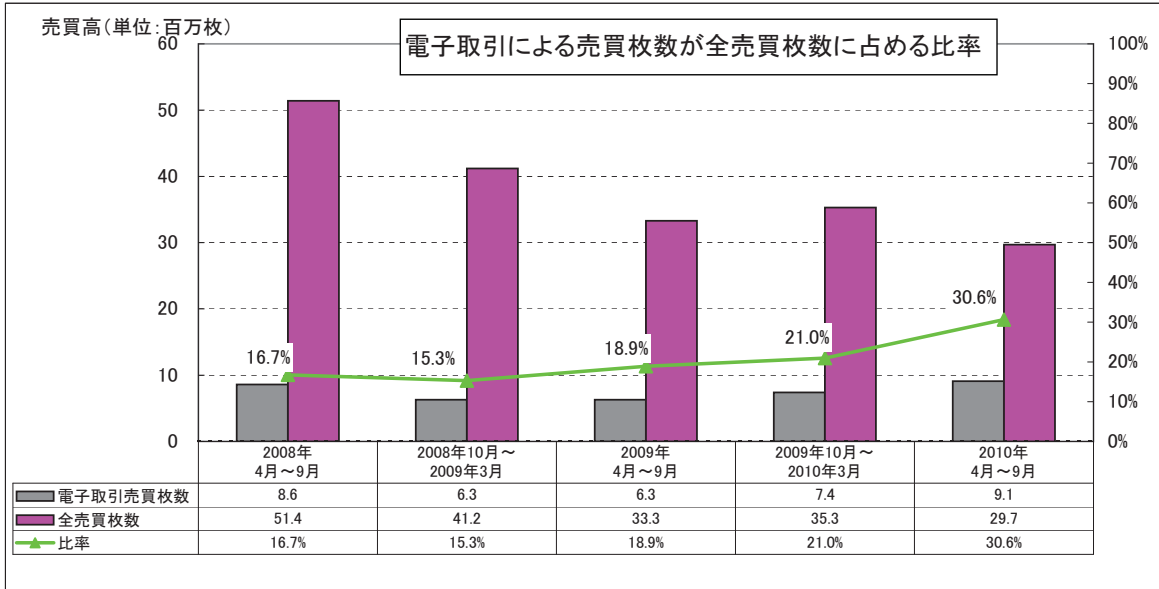
全口座数 市場全体の口座数(預託残高があるもの)。
会員各社が本会宛て提出している定期業務報告書の合計。

電子取引 電子情報処理組織を通じて委託された取引
(2008年3月期のみインターネットホームトレードシステムを利用した取引)

2010.11.22 日本商品先物振興協会



電子取引に係る状況推移(2010年9月期まで)

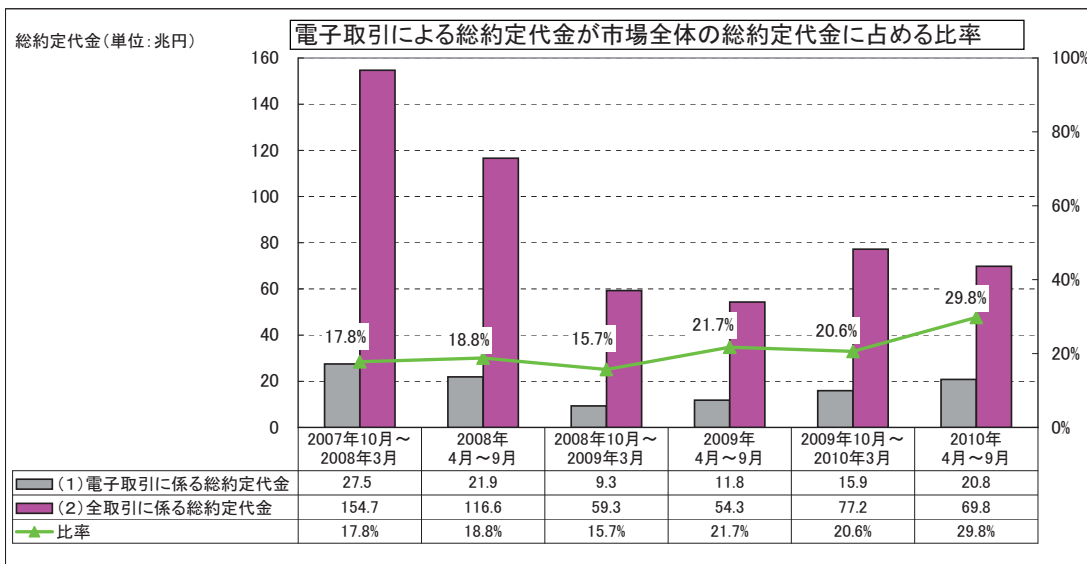


電子取引による売買枚数	本会調査に対する会員企業の回答の合計値。
全売買枚数	市場全体の売買枚数。国内各取引所提供のデータに2を乗じている。
電子取引	電子情報処理組織を通じて委託された取引 (2008年3月期のみインターネットホームトレードシステムを利用した取引)

2010.11.22 日本商品先物振興協会



電子取引に係る状況推移(2010年9月期まで)



- (1) 電子 本会調査に対する会員企業の回答の合計値。
オプション取引を含む。
電子取引: 電子情報処理組織を通じて委託された取引
(2008年3月期のみインターネットホームトレードシステムを利用した取引)
- (2) 全体
・取引所が提供しているデータ(片道)に2を乗じている。(1約定においては売り方と買い方の双方が存在するため。)
・オプション取引を含む。
・2005年 国際生糸(ドル建て)の約定代金は同年中の期中平均レート(110.22円/米ドル)によって円貨に換算している。

2010.11.22 日本商品先物振興協会



新制度の定着状況等に関する調査

I. 調査期間等

- (1) 調査期間 平成23年1月28日～2月4日
- (2) 調査対象者 本会員29社
- (3) 回答をいただいた会員 28社 (回答率96.6%)

II. 新制度に係る対応状況等について

- 1. 不招請勧誘禁止の適用除外となる損失限定取引「スマートCX」の状況について
 - (1) スマートCX提供の有無

回答内容	会社数	比率
既に提供している。	16社	57.1%
提供する予定だが、まだ始めていない。	5社	17.9%
提供する予定はない。	7社	25.0%
合計	28社	100.0%

(2) 「提供する予定だがまだ始めていない」社の理由

(上記5社のうち4社が記述式回答により回答)

- ★ 社内体制の整備及びシステム対応が完了次第提供する予定。(2社)
- ★ 損失限定取引の申込みがないため。(1社)
- ★ 自社でのシステム構築を考えた場合コストに見合うかを検討中であるため。(1社)

(3) 「提供する予定がない」社の理由

(上記7社の内5社が記述式回答により回答)

- ★ オンライン専門で、勧誘行為を行っていないため。(3社)
 - ★ オンライントレード取引の委託者については勧誘をせず、それ以外は特定委託者を相手方としているため。(1社)
 - ★ 1月より新規開拓を行っていないため。(1社)
- (4) 23年1月中の貴社の新規委託者数
- (a) 「スマートCXを提供している」と回答した16社

項目	合計	1社平均
通常取引	261人	18.6人
スマートCX	85人	6.1人
全体	346人	24.7人

平成23年2月16日
日本商品先物振興協会

(b) 「スマートCOXを提供する予定だが現時点では提供していない」「提供予定がない」と回答した12社

198人 (16.5人/社)

- (5) 「スマートCOX」の提供に関して、実務上苦慮している事項
- [高額な証拠金額]
- ★ 証拠金額が高額になるため、投資対象としてハードルが高い。
 - ★ 1枚あたりの証拠金額が高額となること。
 - ★ スマートCOXの商談件数自体が少ないため、現段階で問題点等と言えるほど明確なものはないが、通常取引と比べてスマートCOXの証拠金が多いため、通常取引を希望されるか、取引自体を希望されない顧客が目立つ。
- [システム対応-全般]
- ★ システム対応の遅れから対象銘柄を絞る等の措置をとって開始した。注文に関しては、手動で運用することで臨時対応をとるケースも想定している。円滑な運用を行うべくシステム対応を急いでいる。
- [システム対応-委託者が発注する仕切注文と商売業者が発注するSOが近接する問題]
- ★ システム上で仕切注文(ターゲットライン)があるのに、委託者が自由に仕切れる仕組みを作ることに苦慮した。
 - ★ SO注文を発注し続ける必要があるため、トリガー価格に接近している時にMO注文を発注するとダブルで成立する可能性があること。
- [適用可能な銘柄・限月が限定的であること]
- ★ 夜間取引を含め、スムーズにロスカットが執行することを考慮すると、勧められる銘柄及び限月が限定的となってしまうこと。
- [コストアップ要因]
- ★ 勧誘において通常取引等を説明しなければならず、時間を要する。また夜間取引に対応する要員を確保することも必要でコストがかかる。
- [証拠金の設定]
- ★ 証拠金については1カ月間固定を採用する為、金額設定のルール作りに苦労した。
 - ★ システム設定上の問題で、「新規売」においては新甫限月発会時、想定外の値段変動時等の場合に事前預託の額が不足になる可能性を100%は回避しきれない。
- [その他]
- ★ 提供はしているが新規受注がないため、問題は生じていない。

2. スパン証拠金制度について

(1) スプレッド取引に係る証拠金設定

① 両建取引 (同一商品・同一限月)

記号	証拠金設計	会社数	比率
a	全建玉×委託者証拠金額(割引なし)	6社	20.0%
b	対当部分は委託者証拠金額の100%割引。片建て部分は委託者証拠金額(下記c,dについても同じ)	7社	23.3%
c	対当部分は委託者証拠金額の70%割引	1社	3.3%
d	対当部分は委託者証拠金額の50%割引	2社	6.7%
e	売り建玉又は買い建玉のいずれか多い建玉×委託者証拠金額	13社	43.3%
f	その他(下記参照)	1社	3.3%
	合計	30社	100.0%

(2社が上記a,bの両方を提供していると回答しているため、その分合計会社数が増えている。)

「その他」と回答した1社の証拠金設計の内容

★ 不足計算の基となる額はSPANを用いて計算された金額(取引証拠金維持額)と同額で管理するが、建玉時に必要な額は「売建玉又は買建玉のいずれか多い建玉枚数×プライス・スキヤンレンジ+手数料必要額」で管理する。

② 限月間スプレッド取引

記号	証拠金設計	会社数	比率
a	全建玉×委託者証拠金額(割引なし)	6社	20.0%
b	対当部分は委託者証拠金額の70%割引	1社	3.3%
c	売建玉又は買建玉のいずれか多い建玉×委託者証拠金額	13社	43.3%
d	JCCHが定めるスプレッド割増額	6社	20.0%
e	JCCHが定めるスプレッド割増額+委託者証拠金額の50%	2社	6.7%
f	JCCHが定めるスプレッド割増額+(売建玉又は買建玉のいずれか多い建玉×委託者証拠金額)	1社	3.3%
g	その他(下記参照)	1社	3.3%
	合計	30社	100.0%

(1) 社が上記 a, e の両方を、また別の 1 社が a, b の両方を提供していると同答したため、その分合計会社数が増えている。

「その他」と回答した 1 社の証拠金設計の内容

- ★ 不足計算の基となる額は SPAN を用いて計算された金額 (取引証拠金維持額) と同額で管理するが、建玉時に必要な額は「売建玉又は買建玉のいずれが多い建玉枚数 × プライズ・スキヤレンジ + 手数料必要額」で管理する。

③ 商品間スプレッド取引

記号	証拠金設計	会社数	比率
a	全建玉 × 委託者証拠金額 (割引なし)	19社	63.3%
b	売建玉又は買建玉のいずれが多い建玉 × 委託者証拠金額	2社	6.7%
c	JCCHが定めるスプレッド割引額を控除	9社	30.0%
	合計	30社	100.0%

(1) 社が上記 a, e の両方を、また別の 1 社が a, b の両方を提供していると同答したため、その分合計数が増えている。

(2) 新しい証拠金制度について、委託者からどのような声が聞かれるか。(複数選択可)

記号	委託者の声	会社数	比率
a	取引証拠金の仕組み、計算方法などが分かりやすくなった。	10社	21.7%
b	取引証拠金の仕組み、計算方法などが分かりにくくなった。	11社	23.9%
c	両建、スプレッド取引の必要証拠金額が安くなり、投資効率がよくなった。	15社	32.6%
d	必要証拠金額が高くなり、投資効率が悪くなった(取引しにくくなった。)	3社	6.5%
e	その他(下記参照)	7社	15.2%
	合計	46社	100.0%

(その他)

- ★ 証券会社では、既に SPAN 証拠金制度を導入しているため、証拠金制度が統一できてわかりやすい。
- ★ 貴金屬以外は手数料が安いので両建てしやすくなった。
- ★ F X の経験者が多いため、分かりやすくなったとの声が多い。
- ★ 1 月に比べ 2 月の証拠金の変動が激しすぎる。
- ★ 充用有価証券で取引した場合、値洗損は現金を差し入れる必要があるため、昨年までと違い、取引がやりにくくなった。(2 社)
- ★ 必要証拠金が下がった点、両建てしやすくなった点は概ね好評。

★ 以前の追証制度と比べてわかりづらい。以前の追証制度と比べて追加証拠金の必要な幅が狭くなった。(会員の意見)

(3) 新証拠金制度に関して、実務上どのような点に苦慮しているか。

[導入時の対応]

- ★ 取引システムの人とどかが SPAN 対応となり、改修が必要となった。
- ★ 取引証拠金の仕組み、計算方法に時間を要した。

[顧客への説明等]

- ★ 建玉リスクに応じて証拠金額が変動することについては顧客から理解が得られているが、今までと比べ、毎月多数の商品の P S R が変更となることや、納金月割増額発生の際の不明確さ (今までは一日以降に発生していた) 等の理由により、顧客が自身の状況を把握しづらくなっていると考えられる。当社でも携帯電話や P C 上で自身の状況を確認できるシステムを構築しているが、顧客ニーズをふまえ更に充実させるよう努力している。

★ スマート C X の必要証拠金の計算においてお客様に説明しづらい。8 % (金の場合) であることや、建玉した後に必要額が決定するなど、事前の計算説明が難しい。

[SPAN パラメータファイルの更新時刻について]

- ★ SPAN パラメータファイル (アーリーファイル) の発表される時間が遅いため、夜間立会開始までの作業時間が圧迫されている。翌日使用分の SPAN パラメータファイルを事前に送信してほしい。(特に新発会時に不都合が生じるため)
- ★ 当日の SPAN パラメータファイルが当日の引け後に出版されているが、パラメータが変更された場合、当日の 17 : 00 から開始される翌日取引のパラメータが分からずそのまま取引することとなる。
- ★ SPAN パラメータファイルのアーリーファイルは 16 : 15 前後に作成されるが、リアルタイムファイルが 17 : 10 前後と夜間立会スタート後に公表されるため、それを当社システムに取り込んだ後の不足請求発生者への通知等処理の遅れが問題になっている。せめてリアルタイムファイルが 16 : 40 ぐらいに公表されないと問題は残る。
- ★ SPAN パラメータファイルをもう少し早め (16 : 00 頃) に出してもらえとパッチ処理が楽になる。(他に 1 社から同趣旨意見あり。)

[その他]

- ★ 以前に比べて、不足請求の頻度が増加した。
- ★ 両建ての件数、委託者が増えた。
- ★ SPAN の詳細についての決定時期から開始時期の期間が短かったために、海外支店での顧客管理に使っているペンダーでの開発が間に合わなかった。

3. 純資産額規制比率の状況

(1) 旧法と新法における各社の分布

純資産額規制比率	旧法		新法	
	会社数	比率	会社数	比率
140%以上200%未満	2社	7.1%	1社	3.6%
200%以上500%未満	6社	21.4%	11社	39.3%
500%以上1,000%未満	9社	32.1%	11社	39.3%
1,000%以上	10社	35.7%	2社	7.1%
経過措置を利用(旧法のまま)	-	-	2社	7.1%
回答なし(集計間に合わず等)	1社	3.6%	1社	3.6%
合計	28社	100.0%	28社	100.0%

(2) 規制比率の増減の状況

(新法、旧法双方の規定に基づく計算結果を提出した24社について集計)

純資産額規制比率	会社数	比率
旧法による計算方法より増加した	6社	25.0%
旧法による計算方法より減少した	18社	75.0%
合計	24社	100.0%

(3) 純資産額の増減の状況

(新法、旧法双方の規定に基づく計算結果を提出した24社について集計)

純資産額	会社数	比率
旧法による計算方法より増加した	7社	29.2%
旧法による計算方法より減少した	17社	70.8%
合計	24社	100.0%

(4) リスク値の増減の状況

(新法、旧法双方の規定に基づく計算結果を提出した24社について集計)

リスク値	会社数	比率
旧法による計算方法より増加した	17社	70.8%
旧法による計算方法より減少した	7社	29.2%
合計	24社	100.0%

[参考]

①純資産額規制比率が増加した6社について

純資産額	リスク値	会社数	比率
増加	減少	4社	66.7%
減少	減少	2社	33.3%
合計	合計	6社	100.0%

②純資産額規制比率が減少した18社について

純資産額	リスク値	会社数	比率
減少	増加	14社	77.8%
増加	増加	3社	16.7%
減少	減少	1社	5.6%
合計	合計	18社	100.0%

[説明]

上記(2)～(4)において純資産額規制比率の増減要因を分析すると、純資産額規制比率が増加した6社全社がリスク値が減少していること、また純資産額規制比率が減少した18社のうち17社においてリスク値が増加していることから、純資産額規制比率の変動はリスク値の増減(取引先リスク値の減少、又は基礎的リスク値の新規計上)が大きく影響していることが窺える。

(5) 基礎的リスクの計算方法

	計算方法	会社数	比率
直近の1年間の販売費・管理費の25%		20社	71.4%
その他		7社	25.0%
回答無し		1社	3.6%
合計	合計	28社	100.0%

「その他」項目に分類した6社の計算方法

- ★ 算出月の2カ月前から過去1年間の営業費用の1/1.2
- ★ 商品取引事故による支払額について、過去3年分の平均を算出し、その数値を採用する予定。
- ★ 直近1年間の販管費合計(減価償却費除く)の25%相当額に今上半期の受取手数料の総額に対する商品先物取引に係る受取手数料の割合を乗じて算出
- ★ システムトラブルにおける値台金の直近3ヶ月分の合計額
- ★ 前事業年度の値台金
- ★ 過去2年度に解決した商品取引事故実績額の3カ月分相当額および日常事務処理等において発生し得る危険を考慮してリスク額を算出。

4. 商品先物取引法等に規定された「諸規制」に関して、苦慮している事項

- ①プロ・アマ規制
 - ★プロ認定の基準が厳格なため、当業者であってもプロ認定を受けられない委託者が出ていること。
- ②純資産額規制比率
 - ★純資産額規制比率の計算方法が金商法の考え方に近づけているもの、金商法の計算とは違う点（固定資産等の純資産額からの控除項目）があり、金融商品取引業を業業している業者では金商法と商品先物取引法の二重に算出する必要がある。（2社）
 - ★取引先リスク相当額は、告示第9条第1項第1号の（注5）において「商品取引清算機関の債務の引受けが行われた取引に係るものは除く」とされている。店頭商品デリバティブ取引においてもカバラー先が分離保管措置義務を講じている場合は、取引所取引同様に除外していただきたい。
- ③広告規制
 - ★警告文言について通常先物取引と損失限定取引では証拠金制度が違うために別々に行うか、併記する必要があるが、広告掲示の際の注意文言の文量が増加した。
 - ★損失限定取引が加わったため、記載事項が増加した。
- ④再勧誘禁止規定
 - ★勧誘を希望しない申出の効力は、将来永久に有効なのか判断に苦慮している。
 - ★顧客の再勧誘の社内定義のあり方。
 - ★同業他社と名簿が重なるケースがあり、再勧誘だと言われることがあった。
- ⑤不招請勧誘禁止
 - ★顧客のどのような反応をもって勧誘の要請があったと捉えるか、また、どのような場合に勧誘を受ける意思の確認等を行うことができるかについては社内ルールでの対応となるが、法改正の重要事項であるので、更に踏み込んだ業界としての基本的な統一見解（ガイドライン）が必要。
 - ★通常取引のみを取扱っていることから新規顧客の開拓は待ちの姿勢であり、営業活動そのものが制約されている。
 - ★勧誘の要請記録がケースバイケース過ぎて画一的な対応がとりづらい。
 - ★招請があったと判断できる基準及び具体例の明示に苦慮した。特に具体例については想定されるケース例が余りにも多岐にわたるため苦慮した。
 - ★損失限定取引を望まず、通常取引を希望される顧客からの徴収書類、営業の折衝経緯書など徴収書類が増え、事務処理がより煩雑になった。
 - ★不招請勧誘の禁止の例外である、旧顧客と継続的取引関係にあるかどうかを判断する基準に苦慮している。

⑥適合性原則

- ★監督指針Ⅱ-4-2-(4)-②ロにおいて、原則勧誘が不適当と認められる者として「デリバティブ取引の経験がない者」が例示されていること。

⑦法定帳簿

- ★商品デリバティブに関する項目の追加や委託管理等の帳簿の統合など、表示等において大きく変更されることからコストが掛かること。

⑧内部管理体制

- ★内部管理体制、社内規則に関する事項として、項目が多すぎて策定する時間が足りない。

⑨店頭商品デリバティブ取引における定期的な預託不足額の確認義務

- ★施行規則第103条第20号（禁止行為）「個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、その営業日ごとの一定の時刻における当該店頭商品デリバティブ取引に係る取引証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足するにも関わらず、速やかに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該店頭デリバティブ取引を行うこと」の条文を削除いただきたい。

【理由】同条第18号において、個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合においてはロスカット取引を行わなければならないことが定義されているため、営業日ごとの一定時刻のチェックは不要である。

⑩投資可能資金額

- ★「投資可能資金額」とは商品デリバティブ取引の全てに適用されることになったが、国内商品市場取引、海外商品市場取引、店頭CFD取引のそれぞれのバックシステムが異なるため、投資可能資金額の円滑な管理ができていない。

⑪その他

- ★特に不都合が生じている規程等はないが、今回の法改正において、政省令等の公表及びパブリックコメントの回答の公布、日商協諸規程の改正並びに事前交付書面の作成要請等が昨年11月以降に重なった為、法改正準備がかなりハードなものとなった。余裕をもった社内整備体制の確立、顧客への周知を行うことを考慮頂きたい。
- ★スマーティングを提供する否か。

以上

本調査へのご協力を賜った会員 (28社)

㈱アステム	セントラル商事㈱
㈱アルフィックス	大起産業㈱
今村証券㈱	ドットコモディティ㈱
エイチ・エス・フューチャーズ㈱	ニューエッジ・ジャパン証券㈱
エース交易㈱	日産センチュリー証券㈱
岡地㈱	日本ユニコム㈱
岡藤商事㈱	ひまわり証券㈱
岡安商事㈱	㈱フジトミ
カネツ商事㈱	フジフューチャーズ㈱
㈱共和トラスト	北辰物産㈱
光陽ファイナンスチャルトレード㈱	丸梅㈱
㈱コムテックス	㈱UHG
サンワード貿易㈱	豊商事㈱
新日本商品㈱	ローズコモディティ㈱

ご協力ありがとうございました。

[資料7－(5)]

先物取引間での損益通算が可能なことについての認知の割合は、平成20年の52.5%から16.2%増加し、平成21年には68.7%となった。委託者の中に先物取引間の損益通算制度が徐々に浸透しつつある。

商品先物取引との損益通算を望む金融商品としては株式が最も多く、74.4%の回答者が実現を希望する結果となった。それ以外では、店頭FX取引、投資信託、商品ファンドの順となった。

商品先物取引と有価証券先物取引との損益通算の経験者の割合が、平成19年から毎年12%程度の割合で増加した。商品先物取引と有価証券先物取引の損益を通算して税務申告をした者の割合が増加傾向にあることが窺える。

今回の調査では、商品先物取引と取引所 FX 取引の損益通算を行ったことのある者の割合は前年の 33.1%から 15.7%に減少した。

それぞれの取引を行った人数の推移や損益状況からは、今回の減少の理由は不明である。

今次調査において、3 年間の繰越控除可能により商品先物取引への投資行動が「増加した」と回答した者の割合は 17.9%、「変化なし」と回答した者の割合は 73.4%となった。本制度による商品先物取引への投資意欲の刺激効果は、今のところ限定的であることが窺える。

もし投資行動への更なる刺激を促すならば、例えば、株式の譲渡損益等損益通算の拡大、繰越控除が可能な期間を現行の 3 年から更に延長する、あるいは利益で終えた年の翌年移行に損失になった場合には利益を出した年の納税相当額の還付を受けられることを可能とする等の施策の導入について、今後要望していくことも検討する必要がある。

	アメリカ(*1) (2010.07現在)	イギリス (2010.07現在)	フランス (2010.07現在)	ドイツ (2010.07現在)	ドイツ (2008年12月31日以前取得資産 のための経過措置) (2010.07現在)
先物と株式 に対する課税	先物と株式(現物)は同じ所得区分(カテゴリー)であり、損益通算が可能(現物株式と先物でルールが異なる)	先物と株式(現物)は同じ所得区分(カテゴリー)であり、損益通算が可能	先物と株式(現物)は同じ所得区分(カテゴリー)であり、損益通算が可能	先物と株式(現物)は同じ所得区分(カテゴリー)であり、損益通算が可能 (§ 20 Abs. 2 Nr. 1(株式売却益), Nr. 3a(先物取引), Abs. 6 Satz 5(株式売却益の同一所得内での損益相殺の禁止)EStG)(*3)	先物と株式(現物)は同じ所得区分(カテゴリー)であり、損益通算が可能(§ 22 Nr. 2, § 23 Abs. 1 Nr. 2 EStG)(*4)
所得区分	キャピタル・ゲイン/ロス	キャピタル・ゲイン/ロス	キャピタル・ゲイン/ロス	キャピタル・ゲイン/ロス	その他の所得
課税方法	短期(1年以下保有)は総合課税 長期(1年超保有)は分離課税 長期キャピタルゲインは15%。2011年以降に開始する年度(2011年1月1日以降)からは20%。なお、通常所得※が \$34,000以下の個人の場合、税率区分が15%以下であるが、その場合の長期は0%、2011年以降の開始年度(2011年1月1日以降)より10%。長期キャピタルゲイン所得の金額に上限はない。 ※通常所得=所得全体-(キャピタルゲイン所得+適格配当所得)	分離課税(税率については総合所得によって決定)	分離課税	※源泉分離課税と総合課税の選択(§ 32d Abs.4 EStG) ※選択的申告は可能だが、総合課税を選択して申告しても、株式売却利益/損失と他の所得との相殺はできない。	・短期(1年以内)は総合課税 ・長期(1年超)は免税
	キャピタル・ゲイン=利益-損失* *: 損失は、年間3,000ドルをMAX キャピタル・ゲインの算定にあたっては、 ①長期のもの及び短期のものそれぞれの区分で利益と損失を通算して長期・短期それぞれのキャピタル・ゲイン/ロスを計算。 ※先物取引における、キャピタルゲインのうち、60%は長期利益、40%は短期利益とみなす。 ②①の結果得られた長期及び短期のキャピタル・ゲイン/ロスを通算する。 ③②の結果算定されたキャピタル・ゲインが、長期のものから生じたのであれば15%を、長期及び短期双方から生じた場合には、長期・短期それぞれの金額にそれぞれに対する税率(長期:15%、短期:通常所得に適用される累進税率)を適用する。 ④最終値がロスである場合は、長期・短期に関わらず年間3000ドルまでは、以下に解説したとおり、通常所得との損益通算が可能。 通常所得が\$34,000以下の個人の場合(税率区分が15%以下になるケース)、長期利益の0%。通常所得\$34,000以上の場合、上記の通り長期利益の15%(2011年以降は20%)。 短期利益は、(短期利益+その他の課税対象所得-\$8,375) × 15%+\$837.50	・税率18%または28%(2010年6月23日以降、高額所得者(注1)に対しては一定以上のキャピタルゲインに対して28%を適用、(注2) 注1: 高額所得者とは、諸控除を行った後、基礎税率37,400ポンド以上の所得・ゲインを得た個人。 注2: 高額所得者は、キャピタルゲイン以外の他の所得、雇用所得、非雇用(個人)所得、キャピタルゲインを含む個人所得税対象の所得を合算した個人所得で判定される。 年間個人所得が現在の税枠で37,400ポンドまでとの判定は、キャピタルゲインに対してのみに適用される税率の判定所得基準。 (キャピタルゲインの課税方法) ①キャピタルゲイン以外の年間課税所得から非課税控除(基礎控除等)項目を引いた金額を確認 ②①の金額と37,400ポンドを比較し、余りがある場合に当該キャピタルゲイン課税に割り当てる ③キャピタルゲインに割り当てられた金額について18%課税(37,400ポンド以上は28%課税) <計算例> 年間個人所得(基礎控除後)50,000ポンド(内訳: 給与所得20,000ポンド、キャピタルゲイン30,000ポンド)の場合 ①キャピタルゲイン課税対象所得: 30,000ポンド-非課税枠10,100ポンド=19,900ポンド ②18%課税枠: 37,400ポンド-20,000ポンド(給与所得)=17,400ポンド 19,900ポンド > 17,400ポンド → 17,400ポンドは18%にて課税 ③28%課税枠: 19,900ポンド-17,400ポンド=2,500ポンド 2,500ポンドは28%にて課税	・所得税分離課税としての18%課税と社会保障税12.1%の2種類の課税対象。 税率25%(§ 32d Abs. 1 EStG)(*4)	・短期(1年以内) ・先物取引は、課税対象額の全額に対して課税 ・株式(現物)は課税対象額の半分に対して課税。ただし、キャピタルロスについてもその半分の損益通算の対象とする(§ 3 Nr. 40 b) EStG a.F.)(*4)。 ・株式現物取引と先物取引の年間全取引(損失取引は通算後)の合計純利益(売却収入-原価)で年間600ユーロまで免税(§ 23 Abs. 3 Satz 5 EStG)(*4)。 長期(1年超) ・免税分(1年超の保有)についてはキャピタルロスが発生してもロスとして認識されないため相殺不可。	
他の所得区分 との損益通算 非課税枠 免税枠	・損益通算可能 ネットのキャピタルロスは、年間3,000ドルまで通常所得との損益通算可能。損益通算に適用される損失に長期・短期の区別はなく、キャピタルロス全体で最高3000ドルまで、通常所得との損益通算が可能。(但し、小規模法人株式の例外あり(例: 特定の小規模法人株式にかかるキャピタルロスは一定程度損益通算が可能、など)) ・原則非課税枠なし(但し、小規模法人株式の例外あり(例: 特定の小規模法人株式にかかるものは一定の非課税枠がある、など))	・損益通算不可 ・非課税枠あり 年間キャピタル・ゲイン10,100ポンド以内(先物と株式(現物)などキャピタルゲインの所得区分の収支を合算した上での非課税枠)	・損益通算不可 ・免税枠なし (株式現物のみ年間売却金額が25,830ユーロ以内の場合は18%課税は免税。12.1%課税は免税枠なし。)	・損益通算不可(§ 20 Abs. 6 Satz 2 EStG)(*4) ・資本所得控除あり(801ユーロ、夫婦合算申告の場合は1602ユーロ。先物と株式(現物)などキャピタルゲインの所得区分の収支を合算した上での定額費用控除枠であり、実額費用控除は排除されている)(§ 20 Abs. 9 Satz 2 EStG)(*4) ※ドイツでは免税・非課税ではなく資本所得控除として規定されている。	・損益通算不可(§ 23 Abs. 3 Satz 7 EStG)(*4) ・免税あり(§ 23 Abs. 3 Satz 5 EStG)(*4) 保有期間1年超の取引は免税先物と株式(現物)同じ
損失の繰越	原則ロスが無くなるまで無期限に繰越可能(キャピタル・ゲインの範囲内での適用) 過年度から繰越されたキャピタルロスがある場合、当該年度に発生したキャピタルロスに過年度から繰越されたキャピタルロスの合計額のうち、年間3000ドルまで通常所得との損益通算が可能となる。但し小規模法人株式の例外規定により初年度キャピタル・ゲインの枠を越えての損失控除あり	ロスが無くなるまで無期限に繰越可能(キャピタル・ゲインの範囲内での適用)	年間売却額が上記金額(25,830ユーロ)を超えた場合、生じるキャピタルロスについて10年限度で繰越可能(キャピタルゲインの範囲内)。年間売却額は商品毎に判定されるのでなく、キャピタルゲイン商品の合計取引額。	・無期限に繰越可能。株式売却損の繰越損失は将来の株式売却益とのみ相殺可能、その他は第20条に定める所得の範囲内で相殺可(§ 20 Abs. 6 Satz 3 ff. EStG)(*4)。 ・繰戻はない。	・2008年12月31日までに発生した損失については経過措置として2013年までに実現する所得税法第20条1項、2項に定めるキャピタルゲイン(先物及び株式)並びに旧第23条に定める個人資産売却益(短期保有資産→不動産なら10年、それ以外の資産は1年)との相殺が可能(§ 23 Abs. 3 Satz 9, 10, § 52a Abs. 11 Satz 11 EStG)(*4)
出所	U.S. Internal Revenue Code, US Income Tax Regulations	Taxation of Chargeable Gains Act 1992 Section 143 ※Futuresに関するキャピタルゲイン取り扱いの原則が、Taxation of Chargeable Gains Act 1992 Section 143 に記述されている。税率の見直しは、ほぼ毎年行われ、予算案(Budget)を経て毎年のFinance Actの中で更新(があれば)される。	Code général des impôts (CGI, 一般税法) 現物取引 CGI art.150-0 A à art. 150-0 E 先物取引 CGI art.150 ter à art. 150 undecies (*2)	Einkommensteuergesetz (略してEStG, 所得税法)	Einkommensteuergesetz (略してEStG, 所得税法)

(*1)アメリカについては、投資資産の譲渡はキャピタル・ゲイン/ロス、投資資産で無い場合(事業的規模など)は通常所得/損失となるが、上掲表では投資資産の場合を記載している。
 (*2)現物取引 CGI 第150-0条 A ~ 第150-0条 E / 先物取引 CGI 第150条第3項 ~ 第150条第11項
 (*3)20条所得に含まれるものの例として次のものが挙げられる(全て個人保有の場合に限定され、事業所得に含まれるものは含まれない)。なお、20条所得である先物取引に係る所得と、23条所得である不動産譲渡に係る所得は、損益通算は認められていない(20条所得と23条所得の損益通算は不可)。
 (20条所得の具体例)
 配当、清算配当、匿名組合利益分配金、抵当利子/年金、保険の運用部分、債権の種類を問わず、そこから生じる運用益、手形割引料、株式譲渡益、配当証券譲渡益、利子証券及び利子請求権の譲渡益、匿名組合持分権の譲渡益、抵当権譲渡益、年金請求権譲渡益、保険金請求権譲渡益、その他の債権譲渡益(第2項7号)

(*4) § = Paragraph: 条, Abs. = Absätze: 項, Satz: 文, Nr. = Nummer: 号, ff. = fortfolgend: 以下, a.F. = alte Fassung: 改正前

公設市場(取引所取引)における商品先物取引と株式(現物)に関する税制の概要(個人)

	中国 (2010.09現在)	香港 (2010.09現在)	韓国 (2010.09現在)
株式に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> ・税率20% ・課税所得は以下のように計算される。 課税所得＝譲渡収入-取得価額及び合理的な費用 ・但し、国内の上場株式の譲渡は現在、暫定的に免除されている。一方、外国の上場株式は現在もお税率20%が課税される。 ・株式売買時に証券取引税0.1%が課税される(印紙税法案が証券取引税に改正された) 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式の売買所得は非課税 ・株式の売却及び取得の売買価額または評価額に対して印紙税0.2%(売手0.1%・買手0.1%の負担)が課税される 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場株式・KOSDAQ株式は非課税 ・非上場株式は税率10%(中小企業の株式)または20%(その他の株式)で分離課税される ・株式売却時に売却約定金額に対して有価証券取引税(上場:0.15%、SDAQ:0.30%、非上場:0.50%)と上場株式については農漁村特別税(証券取引所で取引された金額の0.15%)が課税される 上場:有価証券取引税(0.15%)＋農漁村特別税(0.15%) KOSDAQ:有価証券取引税(0.3%) その他非上場:有価証券取引税(0.5%) <p>※韓国株式に投資している上場投資信託の受益証券の取引については、2012年1月1日より0.1%の税率で有価証券取引税が課税される予定</p>
株式売買益の所得区分	財産譲渡所得	該当事項なし	schedular income(キャピタル・ゲイン/ロス)
先物に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> ・税率20% ・課税所得は以下のように計算される。 課税所得＝譲渡収入-取得価額及び合理的な費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・先物取引に対する所得は非課税 	<p>韓国の所得税法は税法に列挙される所得だけに課税することになっている。</p> <p>先物取引に対しては所得税法に列挙されていないので、課税対象ではない(2004年の税制改正に課税する案があったが、導入されていない)。</p>
先物の所得区分	財産譲渡所得	該当事項なし	該当事項なし
先物と株式の売買損益の損益通算	<p>中国の個人所得税は、所得区分毎に課税される分離課税方式である。</p> <p>株式売買益と商品先物取引の所得区分は、共に「財産譲渡所得」であるが、株式と先物取引で損益通算はできない。</p> <p>(同一年度の株式取引同士または同一年度の先物取引同士の損益通算はできる)</p>	該当事項なし	先物取引に関する所得は課税対象ではないので、損益通算は該当事項なし
先物と株式の非課税枠・免税枠	<p>現行の税法では、先物取引と株式の非課税枠、免税枠の規定はない。</p>	該当事項なし	<p>上場株式・KOSDAQ株式は非課税</p> <p>先物取引については該当事項なし</p>
株式、先物の損失の繰越	<p>年間の取引収支で損失が発生した場合、株式、先物取引共に次年度に損失を繰越すことができない。</p>	該当事項なし	<p>年間の取引収支で損失が発生した場合、株式は次年度に損失を繰越すことができない。</p> <p>先物取引については該当事項なし</p>
出所 (法律名・条文番号など)			

※各国の個人(居住者)が、事業所得の規模に達しない規模の売買で得た利益に対する課税方法に関する調査

金融所得課税の一元化要望に向けた実態調査について
(趣旨説明書)

税制改正要望に係る証券会社へのヒアリングの概要

A社 (コミッション、紹介中心。平成22年6月25日訪問)

○株式を取引する人と、商品先物取引をやる人は客層が異なるという印象がある。損益通算を拡大しても取引量拡大効果は限定的ではないか。

当社には関連会社として商品取引会社があり、顧客が希望すれば商品先物取引を紹介するが、そういう申出はほとんどない。

○総合口座を開設している(=株式を取引している)顧客のうち先物取引の口座も開設しているのは0.1%以下である。

○商品と金融商品の間で税制が一体となっても、業者資格が異なる法体系の下では、例えば営業社員が外務員資格を二重・三重に取得する必要がある、法定簿作成等のための電子システムを複数有しなければならない等の問題が解消されなければ、金融商品取引業者が商品先物取引業に進出する動機付けは強まらないのではないか。

○昨年の配当所得との通算可能化にかかるコンピュータシステムの費用は50万円であった。これはシステムベンダーのクライアントとなっている証券会社数社の間で会社の規模等に応じて按じた額である。

○いずれにしてもコンピュータ費用は相当なものだが、それでも人間を雇うよりは安くつく。

○コンピュータについてはシステムベンダー会社に直接聞いてみてはどうか。
(例：日本電子計算)

○総合口座開設者の95%以上が特定口座を開設し、そのうちの95%以上が「源泉徴収あり」を選択している。「源泉徴収なし」を選択するのは、税理士に依頼して申告する人、事業を営んでいて確定申告が必要な人等である。

B社 (同年7月1日訪問)

○総合口座は約100万口座で、そのうち約5%が先物取引を行っている。デリバティブ商品の取引者数は日経225mini上場を契機に急激に伸びた。

○デリバティブ取引急進のキーワードは「高レバレッジ」「小口化」「ネット取

(1) 証券会社へのヒアリング調査項目

(2) 調査を行う者

引」だと思う。金商法でレバレッジ規制が導入されて取引が縮小しないか懸念している。

○顧客には、株式、指数、先物取引は同一のアセットクラスとしての認識が浸透している。

○顧客の目線は今、どちらかと言えば海外に向いている。特に投信、REITにはその傾向が顕著に現れている。当たり前だが、客はリタンの高い商品に流れる。

以上

(文責：先物協会、2010. 7. 10)

国民生活センター相談件数に係る調査結果について

1. 国民生活センター集計「商品デリバティブ取引関連の相談件数」の内訳
2009年度相談件数

商品デリバティブ取引	3,586件
└─ 国内商品先物等	319件
└─ 海外商品先物等	2,274件
└─	
└─	
└─	

【調査結果の分析】

1. 国民生活センター集計「商品先物取引関連の相談件数」の内訳

【集計区分の変更】

② 相談件数経年比較

	2009年度	2008年度	2007年度	2006年度	2005年度
	3,586件	3,907件	3,913件	*4,532件	4,711件
	319件	330件 4件	325件 12件	660件 38件	700件 24件
	2,274件	553件 874件	445件 576件	489件 416件	472件 124件
	993件	2,146件	2,555件	2,929件	3,391件

2. 会員各社別相談件数の集計結果

	2009年度	2008年度	2007年度	2006年度	2005年度
	424件	678件	1,037件	1,787件	2,427件
	335件	613件	909件	1,736件	2,270件
	89件	65件	128件	51件	157件
	25件	25件	65件	136件	176件
	6件	2件	13件	39件	21件

強 抵抗感 禁

評価 用

増減

ろ

【過去の年度との比較】

並べ ②

表記 , マイナ , %減
開始 , , % 減少 傾向 知
ほ 貫 減少 項目ご

率 ぞ 占 割 整理 表

相談件数の前年度比較					
	09年度	08年度	07年度	06年度	05年度
商品先物関連相談件数	3,586	3,907	3,913	4,532	4,711
前年度比較(件)	▲ 321	▲ 6	▲ 619	▲ 179	—
増減率(%)	▲ 8.2	▲ 0.2	▲ 13.7	▲ 3.8	—
国内合計	319	334	337	698	724
前年度比較(件)	▲ 15	▲ 3	▲ 361	▲ 26	—
増減率(%)	▲ 4.5	▲ 0.9	▲ 51.7	▲ 3.6	—
全件数比(%)	8.9	8.5	8.6	15.4	15.4
海外合計	2,274	1,427	1,021	905	596
前年度比較(件)	+ 847	+ 406	+ 116	+ 309	—
増減率(%)	59.4	39.8	12.8	51.8	—
全件数比(%)	63.4	36.5	26.1	20.0	12.7
対象不明	993	2,146	2,555	2,929	3,391
前年度比較(件)	▲ 1,153	▲ 409	▲ 374	▲ 462	—
増減率(%)	▲ 53.7	▲ 16.0	▲ 12.8	▲ 13.6	—
全件数比(%)	27.7	54.9	65.3	64.6	72.0

(全件数の減少に寄与した国内公設)

減少 , 占 割 減少 , %
割合 , % 割程 減少率 , %
寄与 , % 急激 縮小 認

市 , % 削減 体 占 割 , % 市
極 低 げ 貢献 , %
減少

増 抑 寄与 伸張 無 ろ 後 皆無
推移 見 減少率 , % 半減 後 減少

減少

増 抑 寄与 伸張 無 ろ 後 皆無

推移 見 減少率 , % 半減 後 減少

減少

増 抑 寄与 伸張 無 ろ 後 皆無

推移 見 減少率 , % 半減 後 減少

(『不明』の減少と『ロコ・ロンドンまがい』の増加)

減少

統 占

, 増 倍 増 占

割合 , %

増 割合

, %

増 割合

, %

増 割合

, %

増 割合

, %

増 割合

, %

増 割合

, %

増 割合

, %

増 割合

, %

増 割合

, %

増 割合

, %

増 割合

, %

増 割合

, %

増 割合

, %

増 割合

